「運航規程審査要領細則(平成 12 年1月 28 日　空航第 78 号)」の一部改正　新旧対照表

改　正　後	改　正　前
平成１２年　１月２８日　制　　定（空航第７８号） 令和７年１１月２７日　最終改正（国空安政第１９７１号・国空無機第２９３９７３号）	平成１２年　１月２８日　制　　定（空航第７８号） 令和　７年　３月２４日　最終改正（国空安政第２９５９号・国空無機第９９４５４号）
航空局安全部安全政策課長 無人航空機安全課長	航空局安全部安全政策課長 無人航空機安全課長
運航規程審査要領細則	運航規程審査要領細則
第１章（略）	第１章　（略）
第２章　運航規程審査基準（その１）	第２章　運航規程審査基準（その１）
（最大離陸重量が5,700キログラムを超える飛行機（第４章に該当する場合を除く。））	（最大離陸重量が5,700キログラムを超える飛行機（第４章に該当する場合を除く。））
１．～５．　（略）	１．～５．　（略）
６．訓練及び技能審査の方法	６．訓練及び技能審査の方法
６－１　航空機乗組員の訓練及び審査	６－１　航空機乗組員の訓練及び審査
６－１－１　用語の定義	６－１－１　用語の定義
６－１における用語の定義は、以下のとおりとする。	６－１における用語の定義は、以下のとおりとする。
（１）～（１１）　（略）	（１）～（１１）　（略）
（１２）UPRT（Upset Prevention and Recovery Training） 異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に関する訓練をいう。	（新設）
６－１－２　航空機乗組員に対する訓練	６－１－２　航空機乗組員に対する訓練
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）訓練の課目	（２）訓練の課目
①　昇格訓練及び任用訓練	①　昇格訓練及び任用訓練
昇格訓練及び任用訓練には、少なくとも次に掲げる課目が航空機の型式ごとに定められていること。また、航空法第65条第２項の表第１号から第４号までに掲げる航空機に該当する飛行機に乗り組む操縦者にあっては、「異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に係る訓練について（令	昇格訓練及び任用訓練には、少なくとも次に掲げる課目が航空機の型式ごとに定められていること。ただし、機長、副操縦士又は航空機関士の業務に従事するために必要な技能証明等を取得するための訓練において既に実施している課目については、重複して定める必要はない。

改　正　後	改　正　前
和７年11月27日付け国空安政第1903号)」（以下「UPRT通達」という。）の6-2項に従って昇格訓練及び任用訓練にUPRTを含めること。 　ただし、機長、副操縦士又は航空機関士の業務に従事するために必要な技能証明等を取得するための訓練において既に実施している課目については、重複して定める必要はない。	
Ⅰ．～Ⅲ．　（略）	Ⅰ．～Ⅲ．　（略）
②　定期訓練	②　定期訓練
定期訓練は、少なくとも年に１回行うことが定められていること。また、定期訓練には、①に掲げる課目から定期的に実施する必要があるものとして選定された課目が航空機の型式ごとに定められていること。ただし、非常救難対策訓練項目のうち、非常脱出及び非常装備品の使用についての訓練（原則として実地訓練とする。）は、必ず含まれていなければならない。 　また、航空法第65条第２項の表第１号から第４号までに掲げる航空機に該当する飛行機に乗り組む操縦者にあっては、UPRT通達の6-2項に従って定期訓練にUPRTを含めること。	定期訓練は、少なくとも年に１回行うことが定められていること。また、定期訓練には、①に掲げる課目から定期的に実施する必要があるものとして選定された課目が航空機の型式ごとに定められていること。ただし、非常救難対策訓練項目のうち、非常脱出及び非常装備品の使用についての訓練（原則として実地訓練とする。）は、必ず含まれていなければならない。
③　復帰訓練	③ 復帰訓練
復帰訓練には、①に掲げる課目に準じた課目が航空機の型式ごとに定められていること。また、そのシラバスは、乗務中断期間の長さに応じて定められていること。 　また、航空法第65条第２項の表第１号から第４号までに掲げる航空機に該当する飛行機に乗り組む操縦者にあっては、UPRT通達の6-2項に従って復帰訓練にUPRTを含めること。	復帰訓練には、①に掲げる課目に準じた課目が航空機の型式ごとに定められていること。また、そのシラバスは、乗務中断期間の長さに応じて定められていること。
④　型式移行訓練	④　型式移行訓練
型式移行訓練には、型式移行の対象となる航空機の特性等に応じて、型式を移行するために必要な①に掲げる課目に準じた課目が定められていること。	型式移行訓練には、型式移行の対象となる航空機の特性等に応じて、型式を移行するために必要な①に掲げる課目に準じた課目が定められていること。

「運航規程審査要領細則(平成 12 年1月 28 日　空航第 78 号)」の一部改正　新旧対照表

改　正　後	改　正　前
また、航空法第65条第２項の表第１号から第４号までに掲げる航空機に該当する飛行機に乗り組む操縦者にあっては、UPRT通達の6-2項に従って型式移行訓練にUPRTを含めること。 ただし、飛行基準評価審査会又は外国政府により型式移行訓練の評価が行われている場合には、同審査会又は外国政府により認められた報告書（FSB Report等）を参考に、訓練の課目を定めることができるものとする。この場合において、操縦の方法が類似していると認められた型式の航空機を対象とした短縮化された訓練を行う場合には、型式間の差異レベルを示した運航者差異要件（ODR）を定めること。	ただし、飛行基準評価審査会又は外国政府により型式移行訓練の評価が行われている場合には、同審査会又は外国政府により認められた報告書（FSB Report等）を参考に、訓練の課目を定めることができるものとする。この場合において、操縦の方法が類似していると認められた型式の航空機を対象とした短縮化された訓練を行う場合には、型式間の差異レベルを示した運航者差異要件（ODR）を定めること。
⑤ ～⑥　（略）	⑤ ～⑥　（略）
（３）　（略）	（３）　（略）
（４）訓練担当者	（４）訓練担当者
①　訓練担当者の任用	①　訓練担当者の任用
イ．航空運送事業者は、訓練の種類を考慮して適切な訓練担当者を任用することが定められていること。UPRT に係る訓練担当者については、UPRT 通達の８項に従って訓練担当者を任用することが定められていること。	イ．航空運送事業者は、訓練の種類を考慮して適切な訓練担当者を任用することが定められていること。
ロ．～ニ．　（略）	ロ．～ニ．　（略）
②　③　（略）	②　③　（略）
（５）～（６）　（略）	（５）～（６）　（略）
６－１－３　～　６－１－５　（略）	６－１－３　～　６－１－５　（略）
６－２　～　６－６　（略）	６－２　～　６－６　（略）
７．　～　１６．　（略）	７．　～　１６．　（略）
第３章　運航規程審査基準（その２）	第３章　運航規程審査基準（その２）
（最大離陸重量が 5,700 キログラム以下の飛行機（第４章に該当する場合を除く。）） （最大離陸重量が9,080キログラム以下の回転翼航空機） （飛行船）	（最大離陸重量が 5,700 キログラム以下の飛行機（第４章に該当する場合を除く。）） （最大離陸重量が9,080キログラム以下の回転翼航空機） （飛行船）
１．～５．　（略）	１．～５．　（略）

「運航規程審査要領細則(平成 12 年1月 28 日　空航第 78 号)」の一部改正　新旧対照表

改　正　後	改　正　前
６．訓練及び技能審査の方法	６．訓練及び技能審査の方法
６－１　航空機乗組員の訓練及び審査	６－１　航空機乗組員の訓練及び審査
６－１－１　用語の定義	６－１－１　用語の定義
６－１における用語の定義は、以下のとおりとする。	６－１における用語の定義は、以下のとおりとする。
（１）～（６）　（略）	（１）～（６）　（略）
（７）UPRT（Upset Prevention and Recovery Training）	（新設）
異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に関する訓練をいう。	
６－１－２　航空機乗組員に対する訓練	６－１－２　航空機乗組員に対する訓練
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）訓練の課目	（２）訓練の課目
①　昇格訓練及び任用訓練	①　昇格訓練及び任用訓練
機長の昇格訓練及び副操縦士の任用訓練には、使用する航空機の種類に応じて、少なくとも次のイ.、ロ．又はハ．に掲げる課目が航空機の型式ごとに定められていること。また、航空法第65条第２項の表第１号から第４号までに掲げる航空機のうち、ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する飛行機に乗り組む操縦者にあっては、「異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に係る訓練について（令和７年11月27日付け国空安政第1903号）」（以下「UPRT通達」という。）の6-2項に従って昇格訓練及び任用訓練にUPRTを含めること。ただし、機長又は副操縦士の業務に従事するために必要な技能証明等を取得するための訓練において既に実施している課目については、重複して定める必要はない。	機長の昇格訓練及び副操縦士の任用訓練には、使用する航空機の種類に応じて、少なくとも次のイ.、ロ．又はハ．に掲げる課目が 航空機の型式ごとに定められていること。ただし、機長又は副操縦士の業務に従事するために必要な技能証明等を取得するための訓練において既に実施している課目については、重複して定める必要はない。
イ．　～　ハ．　（略）	イ．　～　ハ．　（略）
②　定期訓練	②　定期訓練
イ．定期訓練は、①に掲げる課目から定期的に実施する必要があるものとして選定された課目が航空機の型式ごとに定められ、少なくとも１年ごとに実施することが定められていること。 また、航空法第65条第２項の表第１号から第４号までに掲げる航空機のうち、ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する飛行機に	イ．定期訓練は、①に掲げる課目から定期的に実施する必要があるものとして選定された課目が航空機の型式ごとに定められ、少なくとも１年ごとに実施することが定められていること。

「運航規程審査要領細則(平成 12 年1月 28 日　空航第 78 号)」の一部改正　新旧対照表

改　正　後	改　正　前
乗り組む操縦者にあっては、UPRT通達の6-2項に従って定期訓練にUPRTを含めること。	
ロ.　（略）	ロ.　（略）
③　復帰訓練	③　復帰訓練
復帰訓練を行う場合には、①に掲げる課目に準じた課目が航空機の型式ごとに定められていること。また、そのシラバスは、乗務中断期間の長さに応じて定められていること。 また、航空法第 65 条第２項の表第１号から第４号までに掲げる航空機のうち、ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する飛行機に乗り組む操縦者にあっては、UPRT 通達の 6-2 項に従って復帰訓練に UPRT を含めること。	復帰訓練を行う場合には、①に掲げる課目に準じた課目が航空機の型式ごとに定められていること。また、そのシラバスは、乗務中断期間の長さに応じて定められていること。
④　型式移行訓練	④　型式移行訓練
型式移行訓練を行う場合には、型式移行の対象となる航空機の特性等に応じて、型式を移行するために必要な①に掲げる課目に準じた課目が定められていること。 また、航空法第 65 条第２項の表第１号から第４号までに掲げる航空機のうち、ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する飛行機に乗り組む操縦者にあっては、UPRT 通達の 6-2 項に従って型式移行訓練に UPRT を含めること。	型式移行訓練を行う場合には、型式移行の対象となる航空機の特性等に応じて、型式を移行するために必要な①に掲げる課目に準じた課目が定められていること。
⑤　（略）	⑤　（略）
（３）～（５）　（略）	（３）～（５）　（略）
（６）訓練担当操縦士	（６）訓練担当操縦士
ａ．訓練担当操縦士の任用	ａ．訓練担当操縦士の任用
訓練担当操縦士については、以下の条件を満たす者の中から知識、経験、技量及び人格が適当である者を任用することが定められていること。UPRTに係る訓練担当操縦士については、UPRT通達の８項に従って訓練担当操縦士を任用することが定められていること。	訓練担当操縦士については、以下の条件を満たす者の中から知識、経験、技量及び人格が適当である者を任用することが定められていること。
①　～　③　（略）	①　～　③　（略）
b.　（略）	b.　（略）

「運航規程審査要領細則(平成 12 年1月 28 日　空航第 78 号)」の一部改正　新旧対照表

改　正　後	改　正　前
（７）　（略）	（７）　（略）
６－１－３　～　６－１－５　（略）	６－１－３　～　６－１－５　（略）
６－２　～６－４　（略）	６－２　～６－４　（略）
第４章　（略）	第４章　（略）

附　則（令和７年１１月２７日 国空安政第１９７１号・国空無機第２９３９７３号）UPRT（Upset Prevention and Recovery Training）に関する改正

１．本細則は、令和７年１１月２７日から適用する。ただし、令和１０年３月３１日までは、なお従前の例によることができる。